

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画緑地 第104号 新井の森緑地

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月）では、本計画地のある西大泉五丁目を含む第5地域は、地域に生産緑地や樹林地など民有地のみどりは多くあるが、地域全体の緑被率は減少している。今後も公園の整備等を推進するとともに、公共のみどりと、住宅地など民有地のみどりの保全と創出を課題としている。

また、練馬区みどりの総合計画（令和5年度改定）（令和6年3月）では、「重要な樹林地の保全」を重点施策に位置付け、特に希少な樹林地は都市計画緑地として保全に努めることとしている。

本計画地は、東京都と区市町村が合同で策定している「緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）」に確保地として位置付けられた、ケヤキやシラカシ、竹などからなる面積約0.27ヘクタールの樹林地であり、昭和61年から憩いの森として広く区民の利用に供されている。

計画地の北側には、みどりの軸となる放射第7号線（事業中）が位置しており、本計画地は、ランドマークとしてみどりのネットワークの形成に寄与することが期待される。あわせて、散策や休息の場などとして住環境の向上に寄与するものである。

こうしたことから、みどりのネットワーク形成および住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、本計画地約0.27ヘクタールを都市計画緑地に追加する都市計画変更を行うものである。